

第6回 ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

日時 2010年11月12日（金）

10:00～12:00

場所 ジェトロ本部7階IBSCホール

○原科委員長 今日には田中委員と堀田委員のお二人がご欠席です。

それでは、第 6 回「ジェットロ環境社会配慮諮問委員会」を開始いたします。お手元の資料の 2 枚目に議事次第がありますが、まず「スクリーニング様式への設問項目について」です。

○作本環境社会配慮審査役 それでは、前回の諮問委員会で議論が出たというか、田中委員から、スクリーニング様式の項目についての検討ということでご意見を賜りましたので、それについてメモの形でお配りしておりますが、ご検討いただければと思います。

資料 2 ですが、概要あるいは理由づけについては、前回説明いたしましたように、スクリーニング様式は、私どもにとって影響評価を知るための 1 つの羅針盤という意味でとても重要なものですし、記入者がどのようなことを書き込んでくれるかということが、そのあとの判断に関わるということで、様式をできるだけ良いものにしていくことが基本的な姿勢ではないかと思えます。

この様式は、JICA、JBIC 等に提出される可能性があります。そういう意味では、書式が JICA、JBIC で使っている書式と共用できるものでなければいけないと思います。勝手に独自の様式を作るわけにはいかないということです。

さらに、このスクリーニング様式の特徴として、JICA、JBIC とは少し違う点もあります。JICA、JBIC の場合には、スクリーニング様式というのはガイドラインの一部を構成していますが、私どもの場合のスクリーニング様式は応募書類の一部です。そういうことで、委託元の判断が重要な意味合いを持ってくるということで、若干の異なりがあるということと、もちろん Pre-F/S の事業であるということを含めて、様式の説明についてご理解いた

だければと思います。

具体的にはこの紙に書いたとおりで、田中委員からご指摘いただいた新 JICA スクリーニングの項目は 2-3 と 2-4。2-3 については左の欄の真ん中の行にありますが、JICA では「要請前に代替案を検討しましたか」という質問です。代替案の表現は、私どもで右の上を書いてある「他の選択肢との比較検討等」という言葉に置き換えております。できるだけ元の意味に近い表現で、2 日ほど前に担当部署と相談させていただいておりますが、右のような修正はいかがであろうかということを考えてみました。

修正案としては、『「他の選択肢との比較検討等」に関する調査予定がありますか』という設問です。YES と答えた場合には「どのような選択肢を想定していますか」。これは以前村山委員からもご指摘があったように、どのような枠組みで代替案を設定してもらうのかについて、あらかじめ事業者を考えを持ってもらいたいということです。現行では代替案方式は全く言及していない報告書もありますので、1 歩でも前進できるのではないかと考えられるわけです。

2 つ目は、「要請前に必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しましたか」というのが JICA の設問でして、実施したか、しないかだけを問う設問です。この設問の最も重要なところはステークホルダー協議実施の有無ですが、私どもの場合には、実施機関との協議をステークホルダーとの協議の一部に組み入れております。そういう意味では定義が必ずしも同じではないということで、これを修正してジェットロの場合には、「本調査において、ステークホルダーとの協議を予定していますか」ということで行っております。YES、NO で、できるだけ YES に持っていきたいという意図ですので、NO については「理由を簡潔

に述べてください」と、こういう設問を取り入れたらいかがでしょうかということ、私案としてご検討いただければと思います。以上です。

○原科委員長 どうもありがとうございました。この件はいかがでしょう。代替案検討とステークホルダー協議と大変重要な 2 つのポイントに関して、JICA ではこれを行っているかどうかということですが、ジェットロの場合にはこれからそういう予定があるかという考え方で、それをお聞きするというで表現したらどうかということをやっております。

○松本委員 2-4 ですが、こちらは YES の場合、「どのようなステークホルダーと協議を予定しますか」というのは入れないのですか。実施機関であるというのがアプリアリに決まっているわけではなくて、それ以外の場合もあり得るのであれば示してもらったほうがいいと思います。

○作本環境社会配慮審査役 いまの松本委員のおっしゃることはよくわかります。そこまで予定して考えてくれることは有り難いのですが、私どものには「ステークホルダー協議」と書いてありますが、ステークホルダーとの協議の考え方がちょっと違います。これから Pre-F/S 調査ということで、現地に入って調査を行うということはまだ想定もつかないだろうということで、曖昧さがあるだろうということを前提に、YES の場合に書いてもらいたい気持は山々ではあるのですが、かような説明までも求めてはおりません。

○松本委員 それは実施機関もステークホルダーに入れるという特色があるというだけなので、「実施機関」と書かれていても、それは YES ですよねということにすぎないのかなと思うのです。でも、それ以外の人から話を聞く場合もあり得るかと思えますから、書いてもらう分には悪くないのではないですか。別に実施機関はステークホルダーではないと

言っているわけではありませんから、「実施機関」とそこに書かれていれば、実施機関とはやるのだなということはわかりますが、それ以外に、もし「住民リーダー」と書いてあったら、住民リーダーともここはやろうとしているのかというのがわかるのは、何も損ではありませんよね。

○作本環境社会配慮審査役　いまのを、例えば「実施機関」として入れていただければいいのですが、「実施機関等」として入れてくれれば範囲を広げられることになりませんが、スクリーニング様式の性格をどう考えるかということがあり、これをむしろ最初の段階の調査提案書式に近いものとして考えますと、(調査者が)書式で「実施機関」と予め調査対象機関を限定してしまった場合には、私どもは、その後のやり取りで、調査内容の追加や変更の依頼を現行ガイドラインの下で出しづらくなる可能性があるかも知れません。

○松本委員　逆にあとから言う分には、ここを明記しないほうが言いやすいということですか。

○作本環境社会配慮審査役　そういうことです。私はそのように思いますけれども。

○原科委員長　いまの点、続けてそういう質問を加えるか加えないかですね。いまの議論だと、「またどのようなステークホルダーを想定されていますか」とか、「当面どのようなステークホルダーを想定されていますか」というような文章でつなげる手もありますがどういたしましょうか。

○松本委員　ここは難しいところで、作本審査役のおっしゃることもわかりますが、「実施機関」と書いただけでスクリーニングの要件は満たしているでしょうから、そう書かれてしまうと、あとから案件の中身によって、「もう少しこういう人たちと協議できません

かね」というのは言いにくいということですね。

○作本環境社会配慮審査役 やり取りの機会がありますが、そう頻繁にあるわけではあり
ません。やはり担当部署の人たちが間に入ってくれているわけですから、難しいのです。

○原科委員長 そういった質問はしないでもいいと。そうやって質問すると、かえってネ
ガティブな影響が出るかもしれない。だから、「当面どのような」という表現でしょうか
ね。「また」と言ってしまうと確定的ですから。「当面」という言い方なら可能性があり
ますけれども。それを書くか書かないかです。

○作本環境社会配慮審査役 「当面」というのはどこの箇所に入れるのが適当でしょうか。

○原科委員長 「YES」のあとに加えて「また、当面どのような」という感じで、2 番目の、
サブクエスチョンのような格好でやったらどうでしょうか。まずこれはこのままで、その
上で、「さらにお考えの場合に、当面どのようなステークホルダーを想定されています
か」という聞き方はできますね。協議を予定されている場合で、予定されていなければ必
要はないと。どうでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 私自身は、いまのような考え方はありがたいと思っています
が、最終的には委託者の意向に沿わなければならないということだけは申し添えておきま
す。

○原科委員長 一応サブクエスチョンを付けた格好にしておきましょうか。そのようなこ
とでよろしいですか。

○作本環境社会配慮審査役 はい、ありがとうございます。

○原科委員長 それでは、サブクエスチョンの表現は「予定されている場合は、当面、ど

のようなステークホルダーを想定されていますか。」という表現にいたしましょう。以上でこの件はよろしいでしょうか。

○産業技術部栗本課長 先ほど作本審査役、齋藤から申し上げましたように、翌年度については、私どもが請け負うかどうかまだ決まっていないわけですが、委託元にこのような意見があったことはお伝えしておきたいと思います。

○原科委員長 ありがとうございます。では、1番目はそのようなことでよろしくお願います。2番目の「意見書」です。この間、意見書を各委員からお送りいただきまして、どうもありがとうございました。それぞれお忙しい中、かなり丁寧に見ていただいたようでございまして。手元にももとの意見についても資料5として付けていただいております。それから、それらをまとめて整理したものは資料3です。資料4は一覧表で、資料をこのように配布したということです。

資料3は、基本的には元のご意見を、少し表現はまとめても基本的にはなるべく加工しないということで整理したものです。それをグループごとに分けて、全体的な意見は1頁、2頁が「社会環境と人権への配慮」に係るもの、2頁の下のほうに「調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」とあります。5頁の4に「他の選択肢との比較検討」、6頁の5が「ステークホルダーからの情報収集」、7頁の6が「プロジェクトの実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項」、7が「その他」というように整理していただきました。

では、この件を事務局から簡単にご説明をお願いします。

○産業技術部栗本課長 資料3については、いま委員長からご説明いただいたとおりです

が、前回の委員会でいくつかご指摘等がありましたので、関連するご報告を簡単にいたします。

まず、前回の委員会でまとめていただきました平成 20 年度の意見書については、現在実施中の調査団、すなわち第一次公募採択案件について、10 月から中間報告会が開催されておりますので、その際、意見書を調査団に手交しております。また、二次公募採択案件がありますが、こちらについては契約清算説明会の際に、意見書を配付しております。また、ジェトロの Web サイトにも意見書を掲載しております。

もう 1 点、平成 21 年度報告書の公開・非公開の話がありました。これについては前回の委員会で、当初は非公開としていた 10 件について、1 件を全文公開、残り 9 件を一部非公開とするという報告をしたと思います。それについて、委託元にさらに確認をして、お手元の補足資料（委員限り）「平成 21 年度一般案件に係る円借款案件形成等調査及び民活インフラ案件形成等調査個別調査報告書の非公開箇所について」をお配りしております。これについては、1. にありますように、委託元で 3 点の主旨に沿って再度委託先にご確認をいただき、そういった情報が含まれる頁を特定していただいております。10 件のうち 2 件が全面公開と変わっており、ブラジル・高速鉄道案件については、本年 12 月に全面公開予定と伺っています。その他については、該当の頁番号をご参照いただけるようにしております。どの部分が非公開かということについては、こちらをご参照いただければと思います。

なお、委託元からは、当委員会のご指摘も踏まえて、現在実施中の今年度案件については報告書等を原則公開とする旨、改めてご連絡をいただいておりますので、併せてお伝え

いたします。

○原科委員長　　そういうことで、前回の皆様のご意見に答えていただきました。

○産業技術部栗本課長　　前回の委員会で松本委員から、資料 3 の 1 頁の真ん中辺りですが、案件発掘段階とは言えない案件が含まれているのではないかという指摘がございました。

こちらについての確認結果を先ほどの資料の次に付けております。本案件形成調査事業については、我が国企業の技術力等を活用した案件の迅速な発掘・形成を目的としたものとして、案件により、その段階に差はありますが、円借については JICA による本格 F/S 調査に入る前段階であったり、民活案件については官民連携事業として、日本企業の視点から発掘見極めを行っていく案件発掘・形成段階にあるものを採択していると認識しており、ガイドラインの前提が崩れているとは考えておりません。

ご指摘いただいた案件については、相手国側が実施した F/S だったとしても、それが非常に古くて状況が変わってしまっていたり、例えば高速鉄道案件については、現地国政府の F/S が需要予測など日本企業の視点に基づいていないなどの事情があり、それを考慮すると、案件発掘・形成段階として想定している段階を超えているとはいえないと考えております。

なお、公募提案要領の中に、「利用可能な既存調査がある案件についてはご遠慮ください」という旨の記述がありますが、こちらについても「経済情勢の変化等によりリバイスの必要がある場合を除く」という記述があって、そういう場合については許容されている点を申し添えます。

もう 1 点、満田委員から前回の委員会でご発言をいただきました、資料 3 の 8 頁の上に

ある「円借款では特例的に L/A 調印までに EIA が完成していれば良いという事例もあるので」という点については、2009 年度時点の調査ということで、旧 JBIC ガイドライン下での確認となりますが、JICA に確認したところ、カテゴリ A 案件の場合については、審査前に EIA 提出が必要であるという説明でした。誤解を招くというご指摘をいただいているところでありまして、そちらの意見については委託元に報告させていただきたいと思えます。

また、今年度の案件監理を行うに当たり、ジェトロというのは報告書のドラフトチェックを行う立場にありますので、読者にそういった誤解を与えるような記述がないかということについては、きちんとチェックしてまいりたいと考えております。以上、報告です。

○原科委員長 ありがとうございます。2 点加えていただきました。まず最初は、本ガイドラインの全体が崩れるような、かなり実現に近い段階での調査が行われているものが散見される、という松本委員からのご指摘がありました。円借款案件 2 番と 7 番、民活案件の 3 番と 6 番と書いてありますが、これらに関して事務局で調べていただいたところ、こういったものは 10 年程度古いもので、改めて調査することということで、やはり案件形成段階と判断できるという回答でした。いまのご説明はそのようなことでよろしいですか。

松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 2 点あって、1 点目はウガンダの件です。報告書を読まれていない委員がこれだけを見ると、要請段階にないという認識しかお持ちにならないかと思えます。一応ウガンダの報告書には、「本調査実施時にウガンダ内務省大臣より、在ウガンダ日本大使館に対して、日本への資金援助の協力を求める正式なレターを送付した」ということが書かれていますので、具体的に円借款が要請された事実がないということをご確認いただいたと

はいえ、ここで重要なのはどの段階にあるかということだと思います。

そういうことからいきますと、調査報告書そのものの中に、内務大臣から日本の大使館に宛て資金援助の協力を求める正式なレターが送付されたという事実が書かれているということは、案件発掘段階とはとても思えないということは、2については申し上げておきたいと思います。

個別、円借款も決まっていない、書式も決まっていない、円借款の要請はないということについては、これが1つ事実としてそうなのだと思いますが、ジェトロのガイドラインとの関係でいくと、むしろどういう段階にあるかということが重要だと思いますので、この報告書を読む限り、私はかなり実施に向けた段階だと理解しております。これが1点目です。

2点目は、既にあるF/Sの見直しは発掘段階かどうかということについては、異なる見解を持っており、私はそうは思っていません。それはつまり、かつてのJBICでいうところのSAPROFがやっていたことだと思いますので、SAPROFを発掘のための調査とJBICは見えていませんでした。つまり、実施に向けた最後の変更・補足調査という形でしたので、案件発掘という、最初にジェトロから説明を受けた日本企業の知見を活かして優良案件を発掘し、将来は円借款につなげていくという視点からいけば、私はご説明いただいた趣旨はそれに合っているとは思いませんでした。

○原科委員長　しかし、そういうアクションなり、明確に記述したとなると、段階でいうとおかしいというのはそういうことになるのではありませんか。いまのご意見だと、書いてあるのだったら、それを見た人は直前だと思いますよ。そう思ってくれという意味でわ

ざわざ書いているわけでしょう。いまの点はちょっとおかしくないですか。だから、むしろそういう段階のものではないということでないかと変ではないですか。ウガンダの件はそう記述してあるというのをおかしくないですか。いまの現物を見せてくれますか。ここにもあります。

○松本委員 その下の(2)です。

○原科委員長 73頁の(2)ですが、「本プロジェクトはウガンダ政府において、既に確認事項であり、ウガンダ内務省からの要請により、速やかに日本国政府に対する支援要請を提示するとの意向を確認した」とあります。これは相当段階が進んでいるという認識になりますから。だから、この調査をやる方が、どういう段階の調査という認識がないのではありませんか。もし認識があればこんなことは書かないですよ。むしろ調査をやる方は、この段階に進んだほうが素晴らしいと思って書いているのです。本来はそういう趣旨ではないということであれば、これはうまくないですね。

○高梨委員 案件形成というプロファイ活動というのはいろいろな側面があって、弁護するわけではないのですが、現場では正式なプロセスは必ずしも確認できないのです。我々が何度も泣かされてきたのは、現地側で要請を出しましたと言いながら、実際の手続が進んでいないことが多かったり、口頭では言ったが文書になっていないとか、いろいろな段階があって、民間の立場からすると、いい案件は少しでも迅速に持っていきたいということになりますので、おそらくその意見は調査団の意見だろうと思います。いただいたジェトロのほうで、本当は「この辺は確かなのですか」というように報告書の最終バージョンを作るときに確認したほうがよかったなという気がします。

私どももやっていますが、そういうのが出てきた場合には、必ず「本当に出ているのですか」ということをやって、我々はある程度コンタクトできますので、本当ですかということは確認できるのです。そういう面では特段問題はないのですが、実施する側だと、ついつい案件を早く進めたいということで、向こうの政府も出しているようだと書いてしまうことがあります。それを客観的に見て、本当かという場合に、実際にオフィシャルに出していないことがあって、進められないこともあります。その辺は、これをレビューしているジェットロに是非お願いして、そういうところを確認していただきたいと思います。

いま松本委員からご指摘のあった F/S ですが、これは私どもは 2 つの見方がある、10 年なり、ある程度長期にわたった F/S は、現時点ではあまり意味がないというのは相場観ではあります。ですから、かつて F/S が行われたものは、現在も同じように意味があるというのは、私どもはあまりそう考えなくて、それはしっかりレビューするというのは案件形成の意味だろうと思う場合もあります。

一方、あまり事実関係が変わっていない場合には、先ほどのように SAPROF をかけてレビューするというのもあるので、これもまた案件次第によるのだろうと思いますが、そういう面では必ずしも F/S がやってあると言ったからといって、すぐさま SAPROF 的に扱えるかどうかです。

特にベトナムの場合は、我々は前に現地政府にキャパビルで指導したことがありますが、本当に彼らが F/S というものができるかとなると、実はいろいろな意味でクエスチョンマークがあって、例えば、需要の測定のマーケット調査、財務分析、今回出たような環境社会配慮が、現地側ではものすごく弱いのです。にもかかわらず、現地側では往々にして、

これは F/S レポートですということがあって、我々がレビューしてほとんど十分ではないということで、そういう面で SAPROF 的なものをかけられることが多いのです。そういう面では、F/S に対する認識が若干違うことを指摘しておきたいと思います。

それから、ジェットロからの松本委員に対する回答の 4 にブラジルの高速鉄道の件がありますが、これも実施機関であるジェットロは、特に報告書の内容について責任があるという立場で、申請者が本来プロジェクトの発掘形成ということで、普通なら必要な項目をすべてカバーするのが、案件を形成するというので、この事業の目的だろうと思います。

そのときに、このようにその中の一部分だけを調査するというものをジェットロがサポートするというと、その報告書自体は非常に歪なものです。ですから、既存の資料があって、全部突き合わせると 1 つになるというのは報告書の作り方になると思いますが、それはそれで、そのようにコンバインしたもので最終的な報告書があったほうがいいのではないかと思います。ジェットロは申請者が、例えば需要想定だけ大事だからやりましたということになると、ジェットロの報告書は、それこそ需要想定だけの報告書になって、それ自体が案件形成ということのトータルな意味でいいのかなと。少なくとも既存の資料があるのなら、それをレビューして、しっかり取り入れて、報告書の 1 章から 9 章なり、5 章なりで、ある程度インテグレートした報告書にすべきではないかと思います。

○原科委員長 だから、形成よりも発掘段階ですからね。だから、もっとトータルでものを見る段階ですね。

○高梨委員 としたほうが 1 つのプロジェクトになるのではないかと。

○原科委員長 そういう意味では、発掘段階ということの定義をクリアにしておかないと

まずいので、形成段階の調査が必要なのは当然ですが、このジェトロの請けたこの事業の趣旨からいって、その段階のものは扱わないということですから、それはしっかりと仕分けをしておかないとまずいと思います。

○松本委員 1つ追加です。こういう会合だと、人が替わってしまうと、言葉が独り歩きするのがいちばん心配なのです。なぜこの議論があるかという、ガイドラインを策定するときに、非常に熱い議論があった場所なわけです。このときにジェトロ側の説明は、発掘段階はプロジェクトサイトもわかりません、変に相手に、ここに事業ができるのではないかという余談を持たせることになります、したがってステークホルダー協議などはしないほうがいいでしょうし、それは逆に逆効果になり得ます、というような説明が何度もなされた結果、「なるほど、これは発掘段階ですから、そうですかね」という議論を皆さんでしたわけです。

そのときに私とか満田委員もそうだと思いますが、「いやいや、現実に報告書を見ると、かなり進んで、それを SAPROF のような調査もあるではないですか」ということは、私たちは申し上げているのです。そのときのジェトロ側の説明はあくまで、サイトもよくわからない発掘段階であるとおっしゃったので、こういうガイドラインになったということです。ですから、発掘段階という言葉や、F/S が古いとか、新しいとかだけで物事を言ってしまうと、このガイドラインをみんなで一緒に作ってきたプロセスそのものが意味がなかったことになりますので、そこに立ち返っていただくと、いまのジェトロからの回答は、あまりにも表面的な回答ではないかと最初は承った次第です。

○作本環境社会配慮審査役 いまの関連で松本委員のご指摘は、私に考える機会を与えて

くれたということで感謝したいのですが、私自身わからないのは、案件形成と言いながら、先ほど原科委員長もおっしゃられたように、意義、範囲、定義の辺りのことで、仮に、以前調査をやられていても、そのデータ自体が古くなってしまった、あるいはデータ自体が以前の報告書は間違っていた、あるいは、環境の変化によって新たな調査をもう一回やらなければ F/S 以前の調査さえにも満たないなどということがあり得るかもしれません。それをただ私どもが案件を発掘したいという意図と交通整理するためには、どのような案件発掘の良い所と調整させるのかということが必要なのではないかと思います。

○原科委員長 案件発掘ですね。

○作本環境社会配慮審査役 もう一つは、先ほどの JICA の新しいガイドラインの 2-3、2-4 の直後にある項目 3 は「プロジェクトは新規に開設するものですか、既に実施しているものですか」ということで、いまの疑問に関する問が新設されています。そのようなことで、やはり JICA においても同じような課題を抱えているということで解決の道を作っているということがあるのではないかと思います。以上です。

○山田理事 松本委員のご意見は当時のジェットロ側の説明のラインです。現実問題として、おっしゃっているようなことがあると思います。企業の皆さんからすると、そちらのほうに吸い寄せられるがごとく、そちらの現場に行って手を挙げていく。確かにガイドラインでは、「次の段階で行われる」とか、「他の選択肢」とか、いろいろなことを想定しているわけです。タイムラグというか、次の段階あるべしということですか。とすれば、そもそもこの採択に馴染まないということなのですかね。

○原科委員長 というような感じは受けますね。だから、今後の採択はもう少しさらに厳

しく見ていただいて、どの段階かを確認した上で採択することが必要だと思います。

○山田理事 わかりませんが、ウガンダ政府サイドとしては、わりと早く欲しいという気があったのでは。

○原科委員長 その仕事は形成だから、ジェットロではなくて JICA でやるという格好で、むしろこの段階ではジェットロよりも JICA でやってもらったほうがいいのか、JBIC とか、そういう格好で考えてもいいのかなど。

○山田理事 交通整理をしたほうが物事は変わっていくということですか。

○原科委員長 いまはそういうことだと思います。だから、あくまでも案件発掘段階と定義しているのだから、これはそういう段階での支援だと。そういう仕分けをきちんとやっていけばいいのではないかと思いました。

それから F/S に関しても、F/S を過去にやって、今みたいなことに使えないので、過去にはこういうことだったが、状況が変わったので、改めて案件を考え直すとか、入口でちゃんと整理して、位置づけをはっきりしてもらえばいいのではないかと思います。そのようなことはあり得ますよね。

○作本環境社会配慮審査役 あり得ます。

○原科委員長 10 年経って、ただ情報はあると。それは無視できない。これはあるが、状況が変わったので、改めて案件発掘段階からやり直しているということで対応してもらえばいいのだと思います。それがいまは曖昧だということでしょう。

○松本委員 何を選択されるかは我々の判断ではなく、ジェットロの判断ではあるのです。つまり、我々はガイドラインの遵守についてコメントしますので、「このガイドラインで

はカバーできないではないですか」としか申し上げようがないのです。

方法は 2 つあって、カバーできるガイドラインにするか、カバーできるものしか受け付けないか、どちらかしかなくて、それをどちらにしろということまでは、ここの委員会で申し上げることではないと思います。

ただ、我々とすれば、これは諮問されても十分な審査はできない。なぜならば、来る案件が前提の案件と違うからです。この問題をどう解決されるかは、むしろジェットロなり、もともとの計画をしている経済産業省なりが考えていただかなければいけないことだと思っていますので、どちらから解決してもいいと思いますし、我々の手中にあるのはガイドラインを解決することしかありませんので、そういう意味でいくと、もしこういう案件を政府として、あるいは政策として受け入れなければいけないのであれば、ジェットロのほうでガイドラインを解決するというのを、ここで議論をしていただくしかありませんし、むしろそういう案件は、ここで上がらないようにいたしますとおっしゃってくださるのであれば、我々はそれでよろしいかなと思いますので、最後はジェットロの判断かと思います。

○山田理事　そういうことかもしれないですね。

○原科委員長　そういうことでしょうか、基本的にはそういう前提できていますから、発掘段階ということですので、その辺の対応をまずやっていただいて、難しければガイドライン改定です。ガイドラインはすぐに改定するわけにはいかないと思いますので、むしろ前提条件を確認していただくことだと思います。

○山田理事　何らかの方策があろうかと思いますので検討します。

○原科委員長　そういうのは若干ということですから、対応はしていただけたと思います。

これが多くあると困りますが、若干あるということですので。

それではほかにまいります。「全体」のところ、あとは順番に見てまいりましょう。

「全体」の部分は、いまのことが大きなポイントでした。ステークホルダー協議はほかにも関わりますが、全体的にもステークホルダー協議に関する記述は不十分であるという柳委員からご意見をいただいておりますが、この辺に関しては何かありますか。

○柳副委員長 私からは特に、ここに記述した以上のことはありません。

○原科委員長 不十分であるということですね。

○柳副委員長 はい。私が見た案件は 5 件だけですので、その 5 件の全体ということで、すべての全体ではないので、その点だけを確認させてください。

○原科委員長 全体というよりも、見た案件に共通する特徴と言ったほうがいいですか。

○柳副委員長 はい。

○原科委員長 1 番目の意見をまとめていただきましたが、こういう整理でよろしいですか。まず、それぞれのご意見がうまく表現されているかどうかを確認していただいて、あと、これに補足することがあれば、ご意見をいただきたいと思います。事務局ではなるべく元の表現をここに記すようにしております。

○村山委員 この「全体」に当たるかどうか分からないのですが、先ほどの議論で、確認できたというのが、この段階で出てきてしまうのはおかしいと思います。確かにウガンダの 2 番目についてはわからない部分があるような気もしますが、少なくともこれまでどういう調査があって、どういう内容だったかということ、ちゃんと事前に理解されて、その上でこちらでも検討するということがあればまだ分かるのですが、あとからこういうのが

出てきてしまうと、一体これまでどういう調査をやって、今度の調査がどれくらい重なっているのか、いないのかというのはよく分からないと思います。私もはっきりとは覚えていないのですが、報告書の中にこれまでの調査にどういうものがある、何が足りないかを、まず明記していただくことが必要ではないかと思います。

○原科委員長 そのようなことをジェットロからアドバイスしていただくことをお願いしましょうか。既存の関係する調査を明記して、位置づけをはっきり分かるようにしていただきたいと。

○松本委員 ちょっとだけですが、私がこういうコメントができたのは報告書にそういうことが書かれていたからで、私の認識は比較的確信犯ではないかというか、あまり認識されていないのではないか。この調査は発掘段階という認識があまりなくて、こんなにフェーズもありました、閣議でもこう承認されましたというのが報告書に書いてあったから、私はコメントすることができたのです。

○原科委員長 むしろ案件形成段階でいいのだということだと思います。もう一息だ、ここまできたのだということだと思います。今回そういうものではないということをもっと認識していただければ問題は解決だと思います。

○満田委員 私は個別の事業ごとにコメントを送ったものを提出させていただいたのですが、いまの村山委員のご指摘とちょっと関連するかもしれませんが、私が気になったのは、本来この段階、もし発掘段階というものが守られているとすれば、この段階では重要な作業というのは、不明点を洗い出して、それについてきっちりと、将来的にはこういう調査が必要であるというところを明らかにするという事です。

○原科委員長 スコーピングみたいなものですね。

○満田委員 そうですね。であると認識していたのですが、たまたま私が見たものがそうだったのかもしれませんが、その辺がしっかりと、たとえ調査が実施されていなかったようなことに関しても問題がないという記述が先行していて、不明点についてその辺が記述されていなかったというものが多かったという印象です。ですから、そこについては、全体にかかる話なので、「全体」のほうに入れていただければと思います。

○原科委員長 意見の整理をそちらに出していただきます。いまどこにそれが記述されていますか。

○満田委員 例えば、これは個別案件への指摘みたいな形になっているのですが、2頁の真ん中の少し下です。

○原科委員長 2頁の真ん中辺の「水没地および下流における生態系に関しては」という部分ですね。これはむしろ全体的な意見だということですね。

○満田委員 「水没地および下流に関する生態系」というのは、たまたまこの案件について言っているわけですが、ほかにもパイプラインの案件などでそのような記述がありました。

○原科委員長 この表にも書いたほうがいいですね。つまり、「全容は不明なはずなのに」云々ということで、例えばということですね。

○満田委員 そうですね。「不明な影響についてはその旨を記し、将来的な調査への提案に結びつけるべき」というようなコメントを入れていただければと思います。

○原科委員長 詳細調査を行う前の段階なので、不明な点に関しては今後の指針を示すよ

うな形式で整理をされたいと。例えば、水没地および下流における生態系に関して、こういう記述がありましたということで、そういうのは改めてくださいということですね。これは全体の意見のまとめのほうに移していただくことにいたしましょう。

では、2頁の2番目の「社会環境と人権への配慮」へまいります。いまのところ「水没地および下流における生態系に関して」は、全体的な意見として、これは1つの例であるということでした。「社会環境と人権への配慮」という項目に入っていこうとすると、具体例は生態系だから変ですね。そういう点からも動かさないとまずいですね。

ほかは大体そういう中身のようなようです。住民移転の具体的な記載がないとか、明確な案件に関して、具体性がない。「100%の合意が必要」とあるが、それはどういう根拠か。Social Action Planは、そういうことをしなさいということですか。下水道料金はかなり増大して、大きな問題ではないか。再生水の利用とか。こういうことで整理していただいておりますが、これでよろしいでしょうか。だから、住民移転問題と、それに対する対応の法的フレームワークの確認、生活上の経済的な負担の問題です。

○松本委員 私は書いていて、2と3ってなかなか難しいなと思っていたのです。社会影響のスクーピングのところについて、3番の住民移転のことについても書けますよね。ですから、2で区分しておいたほうがいいことと、3で区分しておいたほうがいいことが、もし書かれていて明確化ではないと感じれば、これは整理したほうがいいのかとは思っていたのですが、いま読んでいても、住民移転は両方に入っているところがあると思いますし、ここはどのように整理したらいいのかと、私自身書いていて悩んだのです。

○原科委員長 それは重なりますね。

○松本委員 「人権」は 2 でしか書けないと思いますが、「社会環境への影響」というのはスコーピングの問題ととっている場合もあるし、読んでみると、内容は似ていたりしますので、単に整理の問題ですが、どうしたらいいかなと思います。

○原科委員長 2 は「配慮」という、配慮のアクションについて考えるのかな。3 は評価の仕方の範囲という整理でしょうか。

○松本委員 整理の仕方だけなので、あまり大きな問題ではないのですが、このままでとりあえず今回はまとめますので、私自身はそれでいいと思います。ただ、整理が要るかなというのは次回以降、テイクノートしておいたほうがいいかなと思います。

○原科委員長 2 番、3 番の仕分けをもう少しわかりやすくしておく必要があるでしょう。今回はこれでいきましょう。

それでは、3 の「調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」で、これは結構多くて、2 頁半ぐらいありますが、これはいかがでしょうか。皆さん、ご自分のご意見がうまく表現されているかどうか、ご確認ください。

○松本委員 たぶん説明をしないとわからないかなと思ったのですが、3 頁の最後に「プロジェクトの準備として不法占拠者が排除された場合、排除活動もプロジェクトの一部として考えるべきである」ということをここで書かせていただいているのですが、もしかしたら「えっ」と思った方もいらっしゃるのではないかと思います。

これは世界銀行のアルバニアの Coastal Management Project というインスペクションパネルにかかった案件の例を示したかと私はと思いますが、Coastal Management のときに、政府としては、まず不法占拠者を立ち退かせたあと、世銀のプロジェクトを実施したと説明

していたのですが、インスペクションパネルによれば、これは不可分の事業であったと。つまり、不法占拠者の排除と、この事業、つまり海岸の管理は不可分の計画であったという判定を下して、世界銀行の政策不遵守を指摘した案件です。

したがって、アプリアリに不法占拠の排除とプロジェクトは関係がないと思われるのではなく、少なくともこの不法占拠の排除とこのプロジェクトは、政府の側で一連のものとして捉えているかどうかを確認する必要があるという意味です。過去にそうした世銀の事業がありましたので、不法占拠の排除は別問題であるとアプリアリに捉えないで、しっかりと確認をしたほうがよいという意味で、ここを書かせていただきました。

○原科委員長 この意見の文章表現は、そういう表現に書き直したほうがいいのではありませんか。いまおっしゃったことは、これだとわかりません。

○松本委員 そうですね。「不法占拠者の排除が、プロジェクトと一体のものかどうかは慎重な確認が必要である」と。

○原科委員長 事業者が考えている場合もあるので、その場合には然るべき対応が必要になるのだから、というワンフレーズにしたいですか。いまの件はそのようなことで。ほかにはいかがですか。住民移転とか補償費用の算定方法の話、生計手段が影響を受けるのにそれが明記されていないとか、国民 ID のコンピューター化による影響などです。

他の例の……影響とか、ホアビンダム移転の影響が大きかった場所云々というのがありますが、そういう教訓を挙げるべきだと。

宮崎委員から、コンテナトラックの数が増え、そういう物流が増えることに伴う影響とか、処理水を貯水池の水と混合して水道原水にしているが、それによる影響も考えなけれ

ばいけないのではないかとか書いておられます。そのほか技術的な問題に関していくつか書いておられますが、いかがでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 私から質問ですが、3頁の真ん中のIDのコンピューター化で、私自身調査者からのプレゼン会場でコンピューター化を民主化のために導入したいからの主張があり、これは日本の基本台帳の機械化と同じような制度だと思いますが、それによって民主化実現ということの主張に対し、必ずしも民主化だけではないコントロールの場面があるのではないかと。開発途上国ですから、民主化され切っていない中で、そういうシステムを入れてしまうことによる人権問題を指摘させていただいたわけです。松本委員から出されたメモによりますと、民族・社会などにも影響を与える可能性があるというのをおっしゃるとおりかと思われまます。

私が聞きたいのは、新しい仕組みがこれから途上国に持ち込まれようとするときに、日本は優れた情報、科学、システムを持っている。しかし、それが直ちに途上国には当てはまらない場合があるわけです。これについて、どのような考え方をすればいいのか、あるいはJICA、JBICではどのような考え方で、こういう新システムを導入するときに交通整理されるのか、ご意見として賜ればありがたいのですが。

○松本委員 作本審査役はご存じだと思いますが、例えば世界銀行の事業でいくと話がわかりやすいかもしれません。これもまた世界銀行の政策遵守、インスペクションパネルにかかった案件で、ホンジュラスの土地行政システムという事業があります。世界銀行の政策不遵守といのはインフラに対して行われているというよりも、むしろこういう制度物が少なくないのです。

ここでやったのはホンジュラスにいる少数民族の人たちが、慣習的な民族の土地利用をしているところに、近代的な土地区分を入れてしまうことによって、その民族の人たちの慣習的な土地利用が大幅に制限されるようになることに対してインスペクションパネルへの申立てがありました。

私がここで考えているのはそういったもので、特に伝統的な生活スタイルを維持している人たちが農村部にかなりいるような国において、その人たちのアイデンティティも、あるカテゴリの中に入れてしまい、土地を完全に線引きをしてしまい、所有権をくっ付けてしまうことによる弊害は、この援助の世界の中では文化人類学者などがたくさん指摘していらっしゃいますので、全然新しい話ではないと思います。そういった意味での配慮をする必要があるのではないかというのが私のコメントです。

○作本環境社会配慮審査役 登記の問題はマレーシアなどでよく議論されてきています。ID 化、いわゆるシステム、考え方は、登記制度とある意味では似ているのですが、登記制度の場合は無登記で、日本だって移転登記を省略するというのをやっていたわけでわかりやすいのですが、コンピューター化、住基台帳などはどうやって理解することがよろしいのでしょうか。個人的な意見でも教えていただければと思います。

○松本委員 それは 1 つのセットだと思います。すべて住民というのは、ここに住んでいることがコンピューターで一斉に管理をされるようになるというのは、いま作本審査役がおっしゃった登記をするということとほぼ一体だと思います。それが一括して管理をされるようになるのがコンピューター化でしょうから、そういう意味では私は同じだと思いますし、既にそういう仕組みになってしまっていて、かなりきっちりとガバナンスがなされ

てしまっているという状態でコンピューター化されると、実は非常に曖昧で政府は放っておいて、何だかんだ制度はありながらも、地方の役人とかは伝統的な土地利用なども目をつぶっているような国においてコンピューター化をしてしまうと、そういった地方の役員が今までやっていた、ある意味では見逃していた伝統的なそういう人々の生活スタイルも、中央で一括管理できるようになりますから、そういう配慮は効かなくなります。これは是か非かという議論はあるかもしれませんが、現実には非常に大きな影響があると思います。中央が一括してコンピューターで管理できるようになってしまうことによって、漏れがなくなってしまいます。この漏れというのは全然悪いことではなくて、人々が生きていくためには結構大事なことがあります。要するに、これは国によるわけです。絶対にこういうものが駄目だと言っているわけではなくて、少なくともその国の状況として、コンピューター化することによって農村に住んでいるような、伝統的な生活をしている人たちへのインパクトがあるかどうかは、確認したほうがいいのではないですか。国のシステムがかなりガッチリしているような所でコンピューター化をするのとは違います。これが絶対に駄目だと言っているわけではなくて、その国の状況に合わせて考えるべきではないかということです。

○宮崎委員 4頁の下から5番目についてコメントします。私は水が専門ですから、今回水に関係のありそうな所を読ませていただきました。「タイ・パタヤ市下水処理水再利用プロジェクト調査」の4頁の真ん中ぐらいに、「処理水を貯水池の水と混合して水道原水と」云々とあります。タイのパタヤ市は水が非常に足りないということで、いろいろな工場排水や都市下水なども含めて処理をしたものを、そこで、貯水池にもともとある水と一

緒に混合して、水道原水として供給しようという案なのです。

それはそれで、現地では水が足りなくて困っておられるということによくわかるのです。ただ、私の報告書の読み方が間違っていなければ、貯水池にその処理水を混合すると富栄養化が懸念されるというのは、例えば東京湾で赤潮や青潮などが起こったりすることがありますが、そういう窒素、リン濃度になるという書き方がされているのです。そういうものを水道原水としてやっていいのかというのが気になりました。ここはよく検討してもらったほうがいいのかというコメントを書きました。

ご存じの方はもちろんいらっしゃると思いますが、かなり専門的というか、かなり細かいことです。しかし、もしこれから実際にこの事業を進めていくとなると、その辺りはきちんと押さえておかないと。私は水道のほうはあまり詳しくないのですが、日本でも窒素などは河川的环境基準などでも、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素と決まっていますので、そういうところとよく整合性がとれるように、今後検討していく必要があるのではないかと考えて、こういう細かいことを書きました。

○原科委員長 あとは重金属とか、そちらのほうは怖いですね。

○宮崎委員 重金属はわりあい少ないようです。

○原科委員長 工場排水ですか。

○宮崎委員 処理をすると、重金属は非常に少なくなります。

○原科委員長 だいぶ減りますか。

○宮崎委員 ええ、この案ではですね。

○原科委員長 窒素、リンは下水で流しても、どっちみち流れてしまうので、最終的には

同じではないかという感じもするのですが。

○宮崎委員 ただ水道原水となってくると、水道水ですから自分たちが飲むわけですよね。もちろん窒素、リンを排水として流す分にはまだ構わないのですが、自分たちが飲むものですから、やはり窒素、リンの濃度というのは、きちんと低くしておかないといけないのではないかと思ったのです。

○原科委員長 その辺はどうでしょう。これはそういう検討をしていないというわけですね。

○宮崎委員 はい。

○原科委員長 窒素、リンは富栄養化の問題だけれども、それ自体はどうなのだろう。ある程度は平気ではないかという感じもするのですが、どうですか。

○宮崎委員 住環境としては大きい問題だと思います。

○原科委員長 生活環境としてはね。健康項目的にはどうですか。

○柳副委員長 それは硝酸性窒素も入っている可能性があるということですか。

○宮崎委員 ここの窒素ですか。

○柳副委員長 ええ。

○宮崎委員 硝酸性がどのくらいだったか、きちんと覚えておりません。

○柳副委員長 もし硝酸性窒素が入っているのであれば、健康被害の問題があるので、日本も環境基準を設定して、そういった項目を新たに作ったわけですよね。それは農業起因で地下水汚染が日本でも問題になっているので、そういった基準を設定して規制をしているというところがありますから。

○宮崎委員 うろ覚えですが、たしか少し出ていたという気も。

○原科委員長 これは再利用に関する影響を、さらにチェックしておかなければ危ないということですね。あとはいろいろそういう波及的な影響は、この段階が大事なのでしょうね、いろいろなメカニズムがあり得ますので、想定される可能性をチェックしましょうという意味では。

この部分で、あとはいかがでしょうか。もし、まとめ方の表現が少しうまくない場合は、ご指摘いただくことにしますが、よろしければ先へまいります。

それでは5頁にまいります。4番目、「他の選択肢との比較検討」です。これが5頁から6頁の頭まであります。最初は、投資リスクがあるのでこれを云々と。それと評価の仕方、質的な側面への影響が過小評価されている。複数案の比較を行う場合ですね。次の所ですが、その根拠、人数のカウント方法、「直接影響人数」のカウントの仕方。中には代替案との比較がほとんどされていないものもあると。パイプライン、ルート選定ですね。あと、バラスト水のことが最後に出ていました。

いろいろなご指摘がありますが、これらについてはいかがでしょうか。まず、記載がうまくいっていないものがあればご指摘いただいて、さらに補足的説明があればお受けいたします。

○丸上委員 バラスト水のことは私がコメントしました。ここに代替案を検討すべきではなかったかということで意見を書いたのですが、これを書くことには半分躊躇がありました。というのは、これを提案している方は LNG のバラスト水の扱いをどうしようかというところを問題意識として持って、こういったプロジェクトを提案されているのであって、

その結果としてカタールでの再生水を利用する計画はどうかという案を出されている。結果として見たときに水の利用計画というのが、事業の持続可能性の観点からどうかという疑問が出てくるものですから、バラスト水から離れて、カタールでの水再生処理を代替案として考えたらどうかということで書いたのです。たぶん、これを提案された方は、そんなことは全く頭に入っていないはずです。発想の原点にないことなので、ここで「代替案を検討すべきでないか」という意見を言っても、検討違いなことになるのではないかと、私自身考えながらコメントをいたしましたので、この扱いは委員の皆さんのご判断にお任せしたいと思います。

○作本環境社会配慮審査役 私もいただいた意見にありがたいと思ったのです。なぜかという、記憶は定かではありませんが、海外から持ってきたバラスト水をカタールで商取引の対象に使えるのかということで、カタールの法律を調べましたら、自分の国の地下水から取った水と、淡水化した水しかないのです。そうしますと、外からバラスト水を持ち込んだものを商取引上、農業用水にせよ、どういう用途にせよ、基準値も確認していないものを直ちに使えるかという疑問があって、会場では質問したような気がします。別の視点から、いまのお話のような水再生処理をやったらどうかというほうが、正当な議論の立て方ではないかと思っており、ありがたくご意見をいただいた次第です。

○原科委員長 案件発掘段階ですから、幅広くスコープを広げてやっていただくことが大事だと思います。そういう意味では、むしろこういうご意見をいただいてありがたいということだと思います。

あと、宮崎委員から民活案件 9 に関して、日本で生産した場合とベトナムで生産した場

合と比較しているけれども、代替案との比較がほとんどなされていないというのがあります。日本かベトナムかというのも、代替案の 1 つと考えていいと思います。この辺はほかにどんな代替案があるという感じでしょうか。特になければよろしいです。

根拠や比較の中身をもうひとつ丁寧に書いてもらいたいという意見もありました。例えば高梨委員から円借款の 8 番の案件ですが、路線の代替案の比較についてです。適・不適と判定されているが、その中身がわからないので、それはやはりちゃんと書いてもらいたいということだと思います。あとは根拠でしょうか。ないものもありましたが、代替案比較は概ねやられていたと見てよろしいでしょうか。ただ、説明をもう少し丁寧にやってもらいたいものもあったということだと思います。この部分で特にご意見がなければ次へまいります。いかがでしょうか。

それでは 6 頁です。5 番、「ステークホルダーからの情報収集」です。6 頁から 7 頁の 1 行目までです。この部分はいかがでしょうか。これも同じように記述がうまく表現されていない場合、ご指摘いただきたいと思います。

○高梨委員 これは作本審査役が、実際に調査団との関係で面談されると思うのですが、先ほどの F/S レベルかどうかというところが、ひとつ整理が必要だと思うのです。ですから次回は政府として、そういうものはできるだけジェトロの対象から除くと。そういうことを前提にすると、いくつかの指摘事項は外れるところもあるかと思うのです。特にステークホルダー協議で私が非常に危惧するのは、レポートによって、こんなことまで書けるのかというような非常に細かい、それこそ移転住民の戸数とか人数とか、そういうものまでものすごく分かっているレポートと、実施機関しかできないようなケースとあります。

そういうことで浅い深いというのが、ものすごくあるわけです。指摘をするとインプリケーションとして、だんだん深く詳細にステークホルダー協議をやるべきだという方向に、どんどん行ってしまうような気がしています。

現実には、この前のガイドラインのときでも、実施機関を中心にしてということになったと思いますが、現場で調査団の人に指導をするときに、その辺をしっかりとアドバイスしないと。こういうものをそのまま見せると、では現場に行って住民にヒアリングをしなければいけないみたいなことになると、本来、やるもやらないもはっきりしていない発掘段階で、それこそ「補償の方法までお前の所で書け」というような指摘があったりすると、おそらく現地の住民の人たちに、ものすごくミスリーディングになってしまう。ですから、やるほうからすると「ヒアリングをやりなさい」と言われれば、いろいろな形でやると思うのですが、そのときに選ぶ対象が果たして最適かどうかということも考えると、やはりここはジェトロがご指導する立場というのも、ものすごく重要だろうと思うのです。

民間は「やれ」ということになれば、いろいろな形でやると思います。しかし、果たしてそういうものが、その後で適切かどうかというのは、まさに案件ごとに多少違うだろうと思うのです。ですからこれをこのまま出すと、初めて受けた民間企業の方は、ジェトロ調査ではステークホルダー協議が当たり前で、住民のヒアリングなどもやらなければいけないのだということになる。そうなったときにそのステージを考えると、非常に微妙だなという気がいたします。

1つの混乱原因は、F/Sに近いものがあったことだろうと思うのです。私も読んでいて、タイのケースは都市部ですと本当に細かくやっているのです。本当にこんなに細かく調査

できたのかというところがあって、背景の情報なども少し出したほうが良いという気がしています。そういう意味で、こういうものが提言として出たときに、それをどう運用するかということで、是非ジェトロはそういう点のご配慮をお願いしたいと思っています。

○柳副委員長 私も円借款の 8 で、「住民の聞き取り結果などに関する記述がない」と書いたのです。見た報告書の中に、そこをしっかりと書いてあるのと書いてないのがあって、非常に不統一です。ですから、どこまで我々が求められているのかがわからなくなる。先ほどの前提での議論がしっかりしていないと、こちらのコメントもそこをいろいろ突っ込んだり、浅かったりすることがあり得るので、この結果をまとめて外に出すときには、高梨委員がいま言われたように、ここがかなり要注意のところだろうと思うのです。

○原科委員長 今ずっと中身の確認をしていただいて、あと報告をしていただいています。このままではなく、ある程度まとめる格好にして、これはこういうものですよということが分かるような、理解を広げるようにして、その上で注意点を少し。ですから、すべてのご意見をそのままダイレクトに出すのではなくて、ある程度整理しないと。次の整理が必要だという感じです。そんなことでよろしいでしょうか。

ステークホルダーの情報収集は、ほかの方からも意見がありましたが、これからどんなステークホルダー協議をやるか、協議のための準備という段階でのコメントということになりましょうか。

○松本委員 とは言っても村山委員が書かれた所が、私はいちばんガイドラインに沿った書き方だと思うのです。ガイドラインにもサイトがほぼ確定しているという条件を示した規定がありますから、そういう意味では全くやらないでいいと言っているわけではないで

すから。こういう場合についてはという前提で、こういう書きぶりは必ず残したほうがいいかと思います。

私は「F/S が完成した段階にもかかわらず」と書きましたが、言っている趣旨とすれば、村山委員が書かれている所とダブっています。これはガイドラインに書かれた規定どおり、どんなに案件の成熟度にいろいろな差があったとしても、少なくともここまではガイドライン上は規定されていますよねと。しかし、さらにこういうものが多いので、我々もどこまで踏み込んで住民からの聞き取りをしたらいいのか。この段階ではもっとこれが必要でしょというものが、もちろんありますので、そこは今、柳委員がおっしゃったような、最初の案件の採択のときの整理と一緒にしていただく。ただ、村山委員のような記述は、必ず残していただきたいと思います。

○原科委員長 「サイトが確定している場合には」ということですね。原則としては高梨委員からあったように、この段階でのステークホルダー協議は限界があるかと思われるけれども、協議の内容や参加者についての情報は望ましいということで、それがメインでしょう。その上で、確定している場合には、併せてもう少し進めた格好でお願いしたいというところでしょうか。

○作本環境社会配慮審査役 いまご指摘いただいた所は、高梨委員からアドバイスというお話がありましたが、難しいところなのです。言いすぎれば、どこまでやるかという範囲を自分で示せないし、逆に、出てきた報告書を見てガックリするということもあります。実際には柳委員からのご指摘もありますし、あらかじめの段階、ドラフトの段階、あるいは、それ以前の段階でどこまでやってほしいのかと。私は個別事由もわからない中で、あ

る意味、どういう一定の線を引いたらいいのか。村山委員のご説明は、まさに記述はガイドラインそのものですし、その意味ではブレのない文章ではあるのですが、これを目の前の企業の方にどう頼むのかというのは、なかなか難しい状態です。また今後とも皆さん方からご意見等をいただきながら、個別具体的ということになるのかもしれませんが、是非教えていただきたいと思います。

○松本委員　いまの作本審査役のお話ですが、最初の段階で、ほぼサイトは確定している案件かどうかというのはわからないのですか。そのプロセスに携わっていないので私はわからないのですが。

○作本環境社会配慮審査役　私にはわかりません。スクリーニング様式しかないわけですから。話している中で場所自体が変わるかもしれないし、方法自体が変わるかもしれないという、ある意味で Pre-F/S という全くわからない状態でやっているわけですから。松本委員は前回の会議を思い出されていると思いますが、場所を前提としたような議論でもって条件説として使われると、ステークホルダーからの意見聴取といった先のほうの議論ができなくなるということがあり、ガイドラインからは直ちに読み取れないという印象を、私は個人的に持っております。

○松本委員　最終報告書を見ると、私たちは、当然サイトは明らかだよねと思ってコメントしているのです。つまり最初に審査されているような初めのほうの段階では、作本審査役の立場からいくと、サイトが確定しているかどうかはわからないのですか。

○作本環境社会配慮審査役　全部がわからないわけではなくて、わからないものもかなりあるという意味です。

○原科委員長 わかる場合もあるということですか。

○作本環境社会配慮審査役 はっきり特定されていれば、そういうものも含まれているということです。

○原科委員長 しかし、そんなに多くはないということですね。

○村山委員 まとめ方についてお話したいのです。難しいのは、先ほどの議論で、いくら F/S レベルをできるだけ除いていくといっても、それでもいろいろなレベルが出てくると思うのです。そういうものをどうするかということと、もう報告書は出てしまっているのに、こういった意見をどのように反映するかというところも難しい気がするのです。そういう意味で最低 2 つか、何かうまくレベル分けができないか。あと、こういったご意見をうまく場合分けをして、例えば FAQ みたいな形で、これから調査をやる人たちに伝える仕組みができないかと思うのです。確かにいろいろなレベルがあるので、一概に「全部ステークホルダー協議をやってくれ」とは言えないけれども、やるべきものは絶対にあるのです。それについても「あまりやらなくてもいい」と言ってしまうのはおかしい話です。そういう場合は、やってほしいということが明確に伝えられるような仕組みがあったほうがいいと思うのです。

○原科委員長 確かに FAQ という格好も、これからの 1 つですね。

○作本環境社会配慮審査役 いま FAQ のことを言っていたので。私はいま皆さん方からいただいた項目を累積して、さらに抽象化して、将来的には各事業者に配れるようにということで、1 番目、2 番目の段落ごとにまとめている作業中です。

○宮崎委員 6 頁の下から 2 番目の「タイには細菌類の基準がない」という所ですが、私は

ステークホルダーからの情報収集の項目で書きました。「この情報はパタヤ市の資料に基づいて」云々という前文がずっと書いてあります。その後にこれが書いてあるものですから、ここだけを取り上げていただくと、ステークホルダーからの情報収集ということに馴染まないと思うのです。ポンとこれだけが出てくるので。ですから提案としては 3 の「調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」のほうに移していただければ、ありがたいと思います。

○原科委員長 これはご意見を出された方のご判断ですから、3 に移していただきましょう。では 3 に移してください。今のはそういうことにいたしましょう。私もこれを拝見していて、「ステークホルダーからの情報収集」というと、この表現だと合わない感じを受けました。おっしゃるとおりです。

ほかにはよろしいでしょうか。ですから各委員のご意見があって、それをまとめた整理表があって、その上に全体をまとめたアドバイスみたいなものという格好になりますね。では、ここの部分は大体整理がついたようですので、次にまいります。

では 7 頁です。6 番「プロジェクト実施のために当該国（実施機関その他の機関）がなすべき事項」です。責任の問題とか、大きな期待を持たせる表現はまずいのではないか、あるいは融資に関して、別途相談するようなことも進めてはどうかというのがあります。この部分はいかがでしょう。大体このような記載で示していただきました。よろしいでしょうか。何か補足する点はありますか。ここはいずれもこのグループの、当該国のなすべき事項ということで書いておられたことと、大体合っているように思います。3 番目は当該国よりも、こちらの書き方の問題かもしれません、相手が期待してしまうとまずいから。

円借款の手續に関して、かなり楽観的な見通しが記述されている。ベトナムの関係者に対して誤った見通しを与えるものにならないように注意してもらいたいと。

○松本委員 質問です。丸上委員のコメントを読ませていただきましたが、民活でやるような案件とか石油などは、JBIC といろいろ相談されたりということはあまりないのですか。

○丸上委員 私はあると思っていたのですが、いただいた調査報告書にはそういった相談がないまま推察して、輸出金融は難しいのではないかというコメントがあったものですから、むしろ相談したほうがいいのではないかと思います。

○原科委員長 可能性のあるなら発掘してつながっていかないと。これは大事なコメントですね。よろしいですか。

それでは7番、「その他」にまいります。7頁、8頁にかけてです。村山委員から、「担当者の記載のないものが目立った」とあります。これはやはり記載するということで進めていただきたいと思います。そのほかは8頁ですが、「L/A 調印」という辺りがミスリーディングだというご指摘が2人から出ております。この点はいかがでしょう。「円借款の特例として」云々、「EIA が完成していれば良い」ということですが。

○松本委員 これは先ほどご説明いただいた所ですね。

○原科委員長 特に2人とも補足はありませんか。いいですか。2人の意見をまとめたから、これでいいかどうかというのが気になったのです。

○松本委員 最初に満田委員がたしか2頁に、水没地の生体系の調査がほとんど行われていないけれどと書かれていたのです。私もいちばん基本的な問題として、調査をされていないことに対しては、やはり判断を下してほしくないですよ。

○原科委員長 そうしなければいけないというね。

○松本委員 ちゃんとした判断を下しているならば、その根拠は示してほしい。この基本のところはやはりしていただきたいということが、ガイドラインの第Ⅲ部の 2. (3) に関して、一連の指摘を「その他」でさせていただいた部分です。

それに含めていいかどうか曖昧だったのが、「要約」についてです。もし作本さんのほうで監理のときに、「要約」について何か方針をお持ちであれば伺いたいのです。私の理解では、「要約」というのは時間のない人、つまり意思決定にとっては比較的重要な人がザッと見る所だと思っているのです。その点からいくと、本文ではしっかり書いてあるのに、「要約」にはそれが書かれていないというのが、特に環境社会配慮面であると気になります。それをここで具体的な案件名を示して書かせていただきました。ですから私は、「要約」というのはガイドライン上でどこを読んだらいいかというところで、第Ⅲ部の 2. (3) で読ませていただきましたが、趣旨としてはそういうことです。

○原科委員長 本文ではしっかり書いているけれども、要約には書いていないというのは、要約でも具体的に記載したほうがいいのかという意味ですか。

○松本委員 そうですね。そこはどちらかという判断が入るところだと思うのです。全体の中でこの部分は要約にも入れるべきではないかという、ある程度の基準を持ったほうが私がいいと思うのです。もし、要約について作本審査役やジェトロのほうで、「少なくともこういう部分は入れてください」と言っていらっしゃることがあるのなら、教えていただきたい。ないのであれば、そこは少し考えていただきたいと思ったところです。

○作本環境社会配慮審査役 私自身、「要約」の作り方あるいは方法について、全く考え

たことも見識もないのですが、実務的に産業技術部のほうで要約について、こういう点を表面化させてくださいという指導はあるのでしょうか。

○産業技術部栗本課長　そうですね。重要な点が要約に含まれているべきだというご指摘はそのとおりかと思しますので、その点は留意していくことになるかと思えます。

○原科委員長　要約は重要ですね。結局、要約を見ますと、最初にその情報が入ってきますから。いろいろな人がまずそこから入りますので。

○作本環境社会配慮審査役　私が気になっているのは、要約の執筆担当者と、本文の第4章の環境社会配慮の担当者が違うことがあるかもしれないということです。全体をまとめる人が環境社会配慮にどれだけ意欲を持っているかということが、要約に現れてくる可能性があるかと思うのです。その場合、いまの松本委員のご意見というか印象というのは、かなり当を得たものになるのではないかという印象を持っております。

○丸上委員　個別の報告書の関係で19頁に、PNGのLNGプラントの要約の所でコメントを書いたのです。「環境法令に則った手続きを踏めば、環境面で問題視されることはなく、実際の環境影響評価はプロジェクトの実施者が行うものである」という要約が書かれているわけです。これが調査報告の環境社会配慮の検討の結果として要約されるのは、おかしいのではないのでしょうか。これでチェックを行ったとは言えないのではないかと思いますので、要約の書きぶりについても十分注意をしていただきたいと思います。

○作本環境社会配慮審査役　私もそういうものを見つけた場合は、口頭でもいろいろ注意するように努めてはいるのです。ただ、この段階ではともかくどうやって事業を見つけ出すか、成り立たせるか、そのときの制約はEIAアセスであるということで、アセスが最低

条件とは言いませんが、満たすにはどうするかという発想が、やはり前面に出てしまうことがあります。短期間の調査では、調査者は、法令には何が規定されてあって、それをクリアーしさえすればこの案件は成り立つのではないかというように考えがちであると私は思っています。いまのご指摘はごもっともですので、これからも見つけた場合、やり取りの場で注意するように努めます。ありがとうございました。

○原科委員長 それだったらガイドラインを作った意味がなくなってしまうですね。

○作本環境社会配慮審査役 ガイドラインに則ってという意味です。

○満田委員 しつこいようですが、私の問題意識としては、これは発掘ということもあり、次への申送り事項というものがあって然るべきだと思っています。いま複数の委員からのご指摘もありましたので、特に「要約」には楽観的なことではなくて、これから留意してやらねばならないことが含まれていたほうが望ましいと思っております。ですから松本委員の記述に、「調査を適切に反映した『要約』」ということと同時に、「現段階での不明点を踏まえ今後」。

○原科委員長 あくまでも発掘段階だということがイメージできるような表現ですね。

○満田委員 そうです。

○原科委員長 だから案件形成のためのプリパレーションをしっかりとっていく。

○満田委員 「調査すべきことについての記述を含めるべきである」というようなものを付け加えたらいかがでしょうか。

○原科委員長 では、そういう意見をまた文章で出してください。最後のほうで表番号が表の課題番号と異なっているといたケアレスミスもあったようですから、そういうもの

には十分注意していただくようにいたしましょう。それから「プロジェクトのスケジュールの記述が不適切なものがあった」というのがあります。しかしプロジェクトのスケジュールというのは大まかなスケジュールだから、こうなると思います。この辺はいかがでしょうか。松本委員から意見が出ていましたね。

○松本委員 それはそこに書いてあるように、環境社会配慮のスケジュールが、項目の中になかったということです。

○原科委員長 そういう意味ですか。このプロジェクトというのは環境社会配慮のことですか。以上ですが、全体を通して改めていかがでしょうか。進め方としては、いま 2 点の移し替えがありましたので、移し替えをいたします。それから少し補足の記述がある方もおられますので、それを出していただきます。その上で。

○柳副委員長 先ほどは特に言わなかったのですが、3の「調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲」の私の書いたコメント、3頁です。石油の調査の案件で、アラブ首長国連邦の風力発電事業の環境影響評価に関する調査報告書についてのコメントで、「風況データ記述が見られないのはとても奇異に感ずる」という、感想めいたことが書いてありますが、「当該地域の風況調査や風況シミュレーションなどの地域特性を把握するデータや記述をすべきである」というように、記述を直していただきたい。この案件は風力発電のアセスメントにもかかわらず、風況データが全く書かれていないというのは、それはどこの地域でもできるという話になります。アセスでは事業特性や地域特性の確認が重要ですので、その点の記述はしっかりとお願いしたいと思います。

○原科委員長 まず発掘のときには、風況の見方というのがいちばん問題ですね。おっし

ゃるとおりです。では、これは今のように直すということで、事務局の方もよろしいですね。表現を変えていただくと。そうすると個別意見のところを直した上で、ここを直すという格好になるのですかね。これは個別の意見集の上に、まとめたものをくっつけるという2段構成になっております。いいですか。

(意見なし)

○原科委員長 では、全体を通してほかに何かありますか。

○満田委員 この委員コメントに対する何かというのではなくて、先ほど話題になったウガンダの国民 ID コンピューター化に対する感想と言いますか、作本審査役の疑問に関する私の印象を言わせていただきます。これは非常に NGO 的な見方なのかもしれないのですが、ウガンダ政府がどうだということは、私としてはあまり大した知識は持ち合わせていないのです。特に民主化が健全に根付いていないようないくつかの国々においては、政府が国民を統治するためのツールというものが、時には非常に不適切な、私たち日本人が想像していたような使われ方ではない使われ方をすることもあるでしょう。いわば政治的な反体制的な人たちの締めつけや、監視などに用いられるリスクもあると思っています。

こういうものは専門の方がいらっしゃると思いますので、私自身、これに関して大した知識は持ち合わせていないのですが、もしウガンダ政府がここら辺を自分たちでやりたいと思ったら、自分たちの責任で ID コンピューター化されればいいのではないかと考えています。こういうセンシティブな分野に、あまり日本が公のお金で支援しなくてもいいのではないかという気持を持っております。これは別にウガンダだからどうのこうのというわけではないのです。一般論としてそういうことを感じた次第です。

それから、先ほどコンサルテーションについても議論になりました。これも私の中では、確かに高梨委員がおっしゃるように、発掘段階でできることの限界というのはあるかと思っています。村山委員が言うように場合分けというのものもあるかもしれないのですが、もし先々、ジェトロのお考えによって発掘段階でもないものを支援するのであれば、やはりガイドラインに書いて然るべきことかと思っています。プラス、現段階で現実的にはコンサルテーションできない、あるいは、することが不適切な段階で物事が判断されるものについては申送り事項として、コンサルテーションは次の段階でやるべしということを、しっかり書かれることが必要かと思っています。

○原科委員長 1つ目は、個人的なご意見ということですが、そのようなことがあったということは記録にとどめていただきます。2つ目のことはどうでしょうか。これはこれまでここで議論したように、私は発掘段階という前提でここに来たので、まずそれは守っていただきたいと思います。そうでないのだったら、明らかにガイドラインの変更にもかかわってきますから。その前の、やはりこういう前提としてずっと議論をしていきますから、発掘段階であるかどうかの確認をもう少し丁寧にやっていただくしかないと思います。その上で政策が変われば、それに対応してということになります。山田理事、そういう理解でよろしいですか。

○山田理事 結構かと思っています。ジェトロの F/S については、原則として発掘段階のものを支援するということで。

○原科委員長 ジェトロでは「F/S」とは言わないですね。

○山田理事 前からの俗称で言ってしまいました。

○原科委員長 ジェトロの事業は案件発掘段階ですね。

○山田理事 そういうことを申し上げて、周知を図るということだと思います。

○原科委員長 役割分担ですね。では、その点はそういう下で進めていただきたいと思います。それから、先ほどのコンサルテーションに関しては、いまの申送りをお願いしたいということでもよろしいでしょうか。この辺は基本合意があると言っていいわけですね。コンサルテーションについて然るべき、要するに発掘段階、あくまでも形成段階をしっかりとやるようにという位置づけをはっきりした上で、そういうコメントを出してもらいたいと。

○作本環境社会配慮審査役 私が気になるのは、いくつかにかかわるのですが、案件採択そのものは、もう 1 つ別の委員会があるわけです。我々は採択そのものはやっていないのです。もう決まった事業について委託を受けているという状況です。

○原科委員長 レコメンデーションしたものを。

○作本環境社会配慮審査役 ですから先ほど言われたいくつかの、今日議論している中の論点、あるいは松本委員がおっしゃった論点というのは、我々自身の手の中にあるもので解決できるものだけではないということです。予算の趣旨とか、委託者側のもっと政策的な判断がかなりかかわる部分があるということだけは、私は個人的に日常的に感じております。

○松本委員 それがあるので、ここの委員会の権限で私ができることはガイドラインの改定だと思っています、と最初に申し上げたのはそのことです。しかし、その前段階で対応していただけるのであれば、我々はこのガイドラインに沿って運用できます。いちばん困るのは、ガイドラインの改定というものを棚上げにし、意思決定はここにはないので、また

こういう案件が来るということは避けていただきたいということです。

○原科委員長 そうそう。入口の整理をしてもらいたいというのは大正解です。

○松本委員 権限がなくて入口が整理できないのであれば、少なくともガイドラインの改定はせざるを得ません、ということを最初に申し上げたのです。いちばん簡単なのは、入口でちゃんとやっていただくことですが、作本審査役がおっしゃるように権限がないのであれば、ここの権限でできることは、ガイドラインを現実合ったものに改定することしかできないと思います。

○高梨委員 新しいガイドラインを作るのもいいですが、また大変です。そういう面では、せつかく実施機関としてジェトロがやっておられるので、こういった協議の結果とか実際にレビューされた結果は、当然役所のほうにもフィードバックして、実は昨年度にレビューしたら、委員からこういう指摘を受けた、特に F/S と見間違ふような案件については、やはりガイドラインの適用でいかがかというお話があったと。

やる立場の我々からすると、それは JICA の調査のフルスケールでできるのです。それこそステークホルダー協議とか、環境影響調査は十分にできます。結局、今まではそこを迅速化しようとか、この案件で補足調査をしなければいけないからということで、ジェトロの調査が活用されたところがあると思うのです。こういうガイドラインができたので、そこはしっかり整理をして、むしろ案件の実施に近いものであれば、フルスケールのものをしっかりやっていただきたいということは、ジェトロの立場でも言えるだろうと思います。そこをしっかり言えば、後は役所側でどちらにするか、整理してもらえらると思います。もし来年度、それに近い案件が出てきたら、是非、作本審査役のほうで内容をレビューして、

これは近いかどうかということで、おそらくヒアリングをすれば、すぐに分かることだろうと思うのです。ですから、そこは是非肅々とやられたらいいのではないかと思います。

○原科委員長 そのようにお願いしたいと思います。そういう枠組みの明確化は、このガイドラインができてきちんとしたことなので、一遍には変化しないと思います。枠に合わないことは若干しばらく続くと思いますが、今回はそういうことで。だいたひ数は減っていると思いますから、そういうことで入口の整理をよろしくお願いしたいと思います。これは仕分けをしっかりとっておかないと、事業自体の意味を問われてしまうと思いますので、それはよろしくお願いしたいと思います。

では、ひと通りご意見をいただきましたので、以上のようなことで、資料の 3 番は委員コメントの一覧のような感じになります。「まとめ」と言っているのか、「整理」と言っているのか、「一覧」と言っているのか、あくまでも個別のご意見を見ていただくのは要約版になりますが、資料 3 と資料 5 でセットと考えてください。

その上で今度は意見書を出します。意見書のサンプルとして、去年のものが資料として最後にあります。「平成 20 年度ジェトロ実施事業に関する意見書」ということで、今年 8 月付で出したものです。こういうものを今度は平成 21 年度で、また作らなければいけません。次はこういう段階のものを作りますが、これはどんな段取りで作ったらよろしいでしょうか。そのご意見をいただきたいと思います。

○高梨委員 今回も前回もそうですが、全体のお話と個々のお話を聞いて、民間側から見ると、やはり非常に大事なものは、ジェトロの役割と責任だろうと思うのです。ですからレビューをして問題点があったものを、すべて民間側でというのはいかがかと思います。要

するに、こういうものを踏まえて実施機関としてジェトロが、いかに責任を持って民間を指導して、調査を実施していただくかというキャパシティーの問題もあると思います。

ですから委員会として、こういう点は欠けていた、こういう点はあれだというだけではなくて、やはりこういうガイドラインや実際の事例を踏まえて、次の案件をやるときにジェトロとして、例えば報告書の構成の内容や調査項目、先ほど出た「要約」をどういうようにするかというところは、是非民間をご指導していただきたいと思います。それがないと民間に投げても、やる人はまた違う人だと思いますから、作本審査役もご存じだと思いますが、そうするとまたゼロからということになってしまいます。やはりその間に入って、ジェトロの方が各民間の人に、こういうところは十分にこうしてくださいということをお願いしていただくような、そんなコメントを入れるかどうかというのも、1つあるなという気がいたしました。

○原科委員長 平成20年度の意見書は8月にまとめたもので、これには今の項目は入っておりませんが、委員会としてはこういったものに加えて、ジェトロにお願いしたいことも意見書としてまとめましょうか。いかがでしょうか。皆さんのそういったご指示があれば、そのように進めたいと思います。

何も言わないということは、これをサポートするという意味か、ノーという意味かどちらですか。普通言わないということは異論なし、異議なしということによろしいですね。

(異議なし)

○原科委員長 それでは異議なしと判断して、そういったことを1つ加える格好でまとめたいと思います。枠組みはそういうことで進めましょう。では、どんな進め方がよろしい

でしょうか。やはり事務局に原案を作っていただくことでよろしいですか。それとも、どなたかボランティアで作りたいという方が、1人か2人おられますか。事務局で案を作っていただくか、この委員の中のボランティアで作るかのどちらかだと思います。私自身は作れませんので、どちらかにしてください。どうしましょうか。

○満田委員 皆様から何か意見をいただいて、それを何となくそれっぽくまとめることぐらいでしたら、作業はできます。

○原科委員長 皆さんの意見を。

○満田委員 意見はこれですか。

○原科委員長 資料3で整理したことをベースに、この中から今回のに合うものを少し。全部このままは反映しないで、合わないものは外してまとめるという作業です。ですから今度は取捨選択が入ります。

○満田委員 このままではいけませんか。

○原科委員長 このままでは分かりにくいでしょう。先ほども不適切というか、ちょっと合わないものもあったと思います。

○満田委員 今日の議論を反映して、これをベースに、例えば語尾を整えるとか、そういうことだけでしたら可能は可能です。ただ、最後に高梨委員が言われたようなことはちょっと。

○原科委員長 それは場合によっては高梨委員から出してもらった方がいいです。では、そうしますか。

○満田委員 はい。

○原科委員長 では、そういう作業をしていただいて、事務局にもご相談いただいて、いろいろ確認していただくことも必要ですから、やり取りをしていただくようにしましょう。そういうもので原案を作っていただいて、次の会合にしましょう。今日はこの段階まで来たということで、次の段階に入りましょう。次はいつくらいまでにその作業が終わるかによりますね。

○松本委員 最後はメールで。会合は必要ないのではないですか。メールでよろしいですか。

○作本環境社会配慮審査役 意見書をどのようにとりまとめるかという皆様のご判断でよろしいかと思います。

○原科委員長 短時間でもいいですから、一応形としては委員会で確認しなければまずいですね。それでいいというご意見がマジュリティーなら、それでもいいですが。

○満田委員 メールベースでやってみて必要かどうかを。

○原科委員長 やってみて、必要かどうかを確認すると。それで議論すべき点があったら開きますが、開くか開かないかはペンディングにして、まずはメールベースでやってみる。ですからドラフトを刷っていただいて、それをフィードバックしてご意見をいただいて、議論が必要なら改めて会合を開くという進め方にしましょうか。

(異議なし)

○原科委員長 では、そのようにいたします。

○松本委員 重要なのはジェトロが手を挙げるかどうかです。手を挙げることを前提にした場合、いつごろまでに意見書を出して、それに基づいたものを。もし先ほど作本さんが

おっしゃった FAQ をイメージしたようなものを作られるのなら、いつまでに出せばよいかというのは。

○原科委員長 スケジュール感は。今年度中に終わればいいのですね。

○作本環境社会配慮審査役 今年度中は動けないですね。途中から(調査者に)注文を出したということになってしまいますから。

○原科委員長 ですから、来年度分ですね。

○作本環境社会配慮審査役 FAQ を JICA 等、ほかの Web サイトで載せているのは知っているのですが、こちらである程度完備した FAQ を作ろうとすると、やはりそれなりの準備が必要です。

○原科委員長 FAQ はその後でしょう。やはり今年度のこの意見書は今年度中ですね。今年度中ということは、これに対するまとめの作業は1月ぐらいにしましょうか。では、1月の初めぐらいまででよろしいですか。

○満田委員 はい。

○原科委員長 高梨委員もよろしいですか。

○高梨委員 はい。

○原科委員長 それでは1月の初めぐらいにいただいて、それをフィードバックすると。それで議論が必要だったら、1月か2月に会議を開きますが、メールで審議が終わればそれでおしまいということにしましょう。ほぼ予定の時間になりましたので、この辺にいたしますが、よろしいでしょうか。長時間になりましたが、これで終わります。どうもありがとうございました。

終了